

特別活動の指導法

[講義] 第2学年 前期 選択 教職必修 2単位

《履修上の留意事項》遠隔授業のみ実施

《担当者名》青塚 健一（非）

【概要】

特別活動の意義、目標・内容を理解したうえで、「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の各視点をもって、学年活動の違いや各教科との往還的な関連等を教育課程全体で取組む指導の在り方を学ぶ。「チームとしての学校」の視点を取り入れ、模擬授業を通してグループワークを行い、特別活動の展開に必要な指導法を学ぶ。

【学習目標】

学校における様々な場面で構成される集団での活動を通して、課題の発見や解決を行い、よりよい集団や学校生活を目指した活動であることを理解する。また、組織的な対応等の特別活動の特質を踏まえたうえで、「ホームルーム活動」「生徒会活動」「学校行事」の3領域から、指導に必要な知識・技能や資質を理解し、基礎的な指導力を身に付ける。

【学習内容】

回	テーマ	授業内容および学習課題	担当者
1	学校教育と特別活動	オリエンテーション 特別活動の教育的意義と領域	青塚
2	学校教育に位置付けられた特別活動の意義	学校教育の歴史と特別活動 特別活動の歴史の変遷（諸外国と日本）	青塚
3	学習指導要領における特別活動の目標及び主たる内容、各教科等との関連等	学習指導要領の特別活動の目標 特別活動の内容と他領域との関連	青塚
4	特別活動における望ましい人間関係と集団	望ましい人間関係と集団活動づくり リーダーシップ、ソシオマトリック等の教材研究	青塚
5	特別活動における「学級活動」・「ホームルーム活動」の特質	ホームルーム活動の目標、内容、指導計画 中学校との比較や実践の留意事項	青塚
6	特別活動の実際（1） 「ホームルームづくりの指導」	ホームルーム組織づくりや自主的な活動の指導、その具体的な方法（含む教材研究） “模擬授業（学業と進路）”	青塚
7	特別活動における児童会・生徒会活動、クラブ活動の特質	生徒会活動の目標、内容、指導計画 小学校や中学校との比較や実践の留意事項	青塚
8	特別活動における「学校行事」の特質	活動の目標、内容、指導計画 中学校との比較や実践の留意事項	青塚
9	特別活動の実際（2） 「儀式的行事の指導」	儀式的行事全般と、入学式及び卒業式では国旗・国歌の指導に留意する具体的な方法（含む教材研究） “模擬授業（入学式）”	青塚
10	特別活動の実際（3） 「文化的行事の指導」	学習の成果を総合的に生かし、文化や芸術に親しむ心を育てる指導、その具体的な方法（含む教材研究） “模擬授業（学校祭）”	青塚
11	特別活動の実際（4）「健康安全・体育的行事の指導」	健康の保持増進と、体力の向上に取り組む態度を育てる指導、その具体的な方法（含む教材研究） “模擬授業（避難訓練）”	青塚
12	特別活動の実際（5）「旅行・集団宿泊の行事の指導」	見聞を広め、自然や文化に親しむ指導、その具体的な方法（含む教材研究） “模擬授業（修学旅行）”	青塚
13	特別活動の実際（6）「勤労生産・奉仕的行事の指導」	共に助け合って生きることの喜びを体得する指導、その具体的な方法（含む教材研究） “模擬授業（就業体験）”	青塚
14	特別活動の指導計画・評価・改善活動	特別活動の全体や年間計画の作成と内容の取扱い、配慮事項や評価活動	青塚

回	テーマ	授業内容および学習課題	担当者
15	特別活動における家庭・地域住民や関連諸機関との連携	小学校の「クラブ活動」と中・高の「部活動」の取扱い指導、特別活動も「チーム学校」として連携	青塚

【評価方法】

コミュニケーションシート<15回> (40%)、選択課題レポート<プレゼンテーション要旨・スライド作成等> (60%)

【備考】

教科書 : 中学校学習指導要領解説 特別活動編 (平成29年7月告示 文部科学省)
 高等学校学習指導要領解説 特別活動編 (平成30年7月告示 文部科学省)
 学校要覧 (出身高等学校)

参考書 : 中学校学習指導要領 (平成29年3月告示 文部科学省)、高等学校学習指導要領 (平成30年3月告示 文部科学省)、生徒指導提要 (平成22年3月 文部科学省)

【学習の準備】

1. 「学校要覧 (出身高等学校)」を第1回講義に全員持参すること 入手方法は、出身高校を訪問するか電話で依頼する。そのとき「使用目的」を説明し、教育実習の希望も告げて丁寧に依頼し受領すること (4年まで使用する)。
2. 高校時代の特別活動の思い出 (よい印象のできごと、悪い印象のできごと) の要点をノートに整理し、授業の中で発表できるようにしておいてください。
3. 高校時代のHR担任に相談したことがあれば、学年ごとに「何について」 (例えば勉強、進学、友人、人生、異性など) 相談したのかを整理しておいてください。また、相談したことがない場合は、その理由も整理しておいてください。

【免許法施行規則に定める科目区分等】

「教職に関する科目」 (教育課程及び指導法に関する科目)

・特別活動の指導法

2019年度入学生より、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の「特別活動の指導法」に該当する。

【実務経験】

中学校、高等学校教員及び校長

【実務経験を活かした教育内容】

中学校、高等学校教員 (含む管理職) としての実務経験を活かし、実践的教育を行う。